

新型コロナウイルス感染症関連情報

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します

低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

詳しくは、[千葉市 ひとり親世帯臨時特別給付金](#)

対象 ①2020年6月分の児童扶養手当受給者
②公的年金給付などを受けていることで、児童扶養手当を受給していない方（2018年中の収入が児童扶養手当の対象となる水準の方に限る）
③感染症の影響で、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がったひとり親世帯

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
①②のうち、感染症の影響を受けて収入が大きく減少した世帯には追加給付があります（1世帯5万円）。

申請書 児童扶養手当登録世帯に7月31日（金）に発送するほか、こども家庭支援課、保健福祉センターこども家庭課で配布。ホームページから印刷も可

申請方法 ②③と①②の追加給付は、申請書をお住まいの区の保健福祉センターこども家庭課に郵送または持参。①は手続き不要。

問こども家庭支援課 ☎245-5179 FAX245-5631
保健福祉センターこども家庭課
中央 ☎221-2172 花見川 ☎275-6421 稲毛 ☎284-6137
若葉 ☎233-8150 緑 ☎292-8137 美浜 ☎270-3150

理美容店利用促進キャンペーン

市内の理美容店が割り引きで利用できます。対象の店舗では、感染症対策を行っています。

利用には、利用者登録が必要です。

対象店舗や利用方法など詳しくは、ホームページをご覧ください。

千葉市 理美容キャンペーン

期間 11月15日（日）まで

対象 税込み3,000円（親子で利用する場合は、4,500円）以上の利用料金

割引額 利用料金の30%以上（親子で利用する場合は、50%以上）

問市理美容店利用促進事業事務局
☎0120-560-099（平日9:30～18:00）
FAX03-5473-3621

Stay CHIBAキャンペーン（ちば割）

市内の宿泊施設が割り引きで利用できます。

対象施設など詳しくは、[千葉市 Stay CHIBA](#)

問観光MICE企画課 ☎245-5897 FAX245-5669

感染を予防しましょう

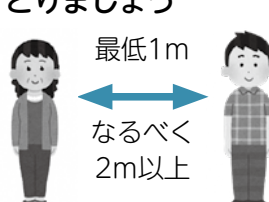
せきエチケットを守りましょう

ハンカチや袖などで口と鼻を押さえましょう
外出時はマスクを着用しましょう



適切な距離をとりましょう

最低1m
なるべく2m以上



こまめに手洗い・手指消毒をしましょう

水と石けんで30秒程度洗いましょう



感染疑いなど感染症についての相談は
帰国者・接触者相談センター／市民向け電話相談窓口
☎238-9966
9:00～19:00（土・日曜日、祝日は17:00まで）
耳や言葉の不自由な方
FAX307-7274 E-mail: chibashicorona@city.chiba.lg.jp

特別定額給付金の申請は8/31（月）まで

期限を過ぎると給付金を受け取れませんのでご注意ください。

申請期限 8月31日（月）消印有効

申請方法など詳しくは、申請書に同封の説明書またはホームページをご覧ください。[千葉市 特別定額給付金](#)

問市特別定額給付金コールセンター
☎306-2277（毎日8:30～17:30） FAX301-2177

本紙に掲載している催しなどは、新型コロナウイルスの影響で内容や定員の変更、中止などがあります。最新の情報を主催者にご確認ください。また、体調がすぐれない場合などは、参加を控えるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、
千葉市 コロナ

地域の仲間と健康づくり

生活習慣の改善や絆づくりに、自主的に取り組んでいるグループを応援します。健康づくりのための取り組みに応じて加算される点数を500点集めると、景品が当たる抽選に応募できます。

活動の際は、感染に十分注意しましょう。

対象 団体＝市内在住の18歳以上の方5人以上で自主的に結成する、グループや町内自治会
取り組み＝継続して取り組むラジオ体操やウォーキングなどの運動、健診・検診の利用など

景品 食事券（5万円分・1万円分）、市の特産品など

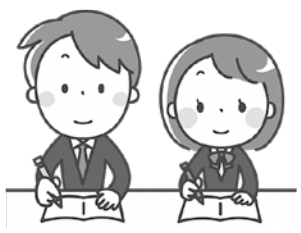
申込方法 12月21日（月）までに、応募用紙（保健福祉センター健康課、健康推進課で配布。ホームページから印刷も可）を、保健福祉センター健康課へ。FAXも可。

取組項目ごとの点数など詳しくは、[千葉市健康づくり事業](#)

問保健福祉センター健康課
中央 ☎221-2582 FAX221-2590 花見川 ☎275-6296 FAX275-6298
稲毛 ☎284-6494 FAX284-6496 若葉 ☎233-8714 FAX233-8198
緑 ☎292-2630 FAX292-1804 美浜 ☎270-2221 FAX270-2065

養育費確保のための保証料を助成

子どもが自立するまでに必要な養育費を確保するため、養育費保証契約（養育費の不払いがあった際に、保証会社が立て替えや督促を行う契約）の保証料を助成します。



助成額 養育費保証契約の年間保証料（上限＝5万円）

対象 ひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす方

- ・児童扶養手当受給者または同等の所得水準にある
- ・養育費の取り決めの対象となる子どもを現に扶養している
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結しているなど

申請期限 来年3月31日（火）まで

注意事項 保証契約締結前に事前相談が必要です。

申請方法など詳しくは、[千葉市 養育費保証](#)

問こども家庭支援課 ☎245-5179 FAX245-5631